

○岡山市登録保育施設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 認可外保育施設が認可保育所等の補完的役割を担っている状況に鑑み、児童福祉法の理念に基づき、岡山市認可外保育施設登録要綱（以下「登録要綱」という。）により登録した施設（以下「登録保育施設」という。）の保育環境の改善を図るため、予算の範囲内において登録保育施設補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該年度に登録された登録保育施設を運営する事業で、本市に住所を有する月極契約児童（一時預かり児童及び就学児童を含まない。以下「契約児童」という。）を当該年度の4月1日現在において1施設当たり10名以上保育するものとする。

2 前項の登録保育施設は、当該年度の登録までの間にあつては、前年度に登録されている登録保育施設を含む。ただし、当該年度において登録されなかった場合を除く。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、登録保育施設の設置者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(補助金の交付の調整)

第5条 補助金は、岡山市認可化移行事業補助金を受けるときは、受けることができる限度において、支給しない。

(補助金の交付の制限)

第6条 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第7条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定にあたって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費に限る。

(1) 次に掲げる経費

ア 現有施設の維持管理経費（修理、修繕、クリーニング及び害虫駆除等。ただし、新

築及び増築に係る経費を除く。)

イ 計画したカリキュラム実施のための経費（外部講師謝礼及びレッスン料等）

ウ 遊具及び保育用具等購入経費（玩具、絵本、机、椅子及び楽器等）

エ 備品及び什器等購入設置経費（戸棚、視聴覚機器、保育室のカーテン及び日よけテント等。ただし、保育の実施に直接必要とするものに限る。）

オ 衛生管理及び安全確保のために必要とする用品及び備品等の購入設置経費（消毒液、洗濯機及び安全柵等）

カ アからオに類する費用で、児童の処遇向上に直接寄与するものとして市長が認める経費

キ アからカの経費支出に付帯する経費（手数料及び配送料等）

(2) 児童を対象とする健康診断を年に2回以上実施する場合における実施に必要な経費

(3) 調理調乳担当者が1年間継続して毎月1回以上赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌検査を含む検便を実施する場合における実施に必要な経費

(4) 4月から9月までの期間又は10月から翌年3月までの期間継続して保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者を保育に従事する者の数の2分の1以上配置する場合における配置に必要な経費、保育に従事する者の処遇改善を図る経費及びこれらに類する経費で保育環境の改善に直接寄与するものとして市長が認める経費

(補助金額)

第8条 補助金額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 前条第1号の補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第1項の金額を上限とする。）

(2) 前条第2号の補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第2項の金額を上限とする。）

(3) 前条第3号の補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第3項の金額を上限とする。）

(4) 前条第4号の補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、別表第4項の金額を上限とする。）

(交付の申請)

第9条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年10月1日から10月31日及び3月1日から3月31日までの期間とする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、登録施設の設置者が市税を滞納していないことを証明する書類とする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定にあたっては、規則第7条第1項各号に掲げる条件を付さないものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者を保育に従事する者の数の2分の1以上配置する場合において、市長から求めがあったときは、職員名簿を提出しなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第12条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第13条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、経費支出の内容を挙証する領収書及びカタログ等の写しとする。

(補助金の完了前交付)

第14条 4月から9月までの期間継続して保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者を保育に従事する者の数の2分の1以上配置した場合には、市長は、規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に第7条第4号の経費に係る補助金を交付することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

	上限額
1	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 次の各号に掲げる登録保育施設の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>ア 専用の調理設備を有し、職員が当該設備を利用して給食を調理し、又は他の事業者が当該設備を利用して給食調理を委託等することにより、児童に給食を提供する登録保育施設（以下「調理設備保有施設」という。） 1施設当たり年額200,000円</p> <p>イ 調理設備保有施設以外の登録保育施設 1施設当たり年額150,000円</p> <p>(2) 次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 9,500円に4月1日時点の契約児童のうち0歳のもの的人数を乗じて得た額</p> <p>イ 6,400円に4月1日時点の契約児童のうち1歳又は2歳のもの的人数を乗じて得た額</p> <p>ウ 4,600円に4月1日時点の契約児童のうち3歳以上のもの的人数を乗じて得た額</p>
2	1施設当たり年額61,000円
3	<p>次の各号に掲げる登録保育施設の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 調理設備保有施設 1施設当たり年額36,000円（ただし、調理調乳担当者が1人の場合は、18,000円）</p> <p>(2) 調理設備保有施設以外の登録保育施設 1施設当たり年額18,000円</p>
4	<p>次の各号に掲げる4月1日時点の登録保育施設当たりの契約児童の人数の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 20人以下 1施設当たり6月につき372,000円</p> <p>(2) 21人以上40人以下 1施設当たり6月につき651,000円</p> <p>(3) 41人以上 1施設当たり6月につき1,023,000円</p>